

IV

## 參考資料





## 1 パブリックコメントの実施結果について

目黒区実施計画の改定にあたり、広く区民の意見を聴くため、実施計画改定素案を作成した段階で区民意見を募集しました。

### (1) パブリックコメントの概要について

目黒区実施計画の改定にあたり、令和6（2024）年11月15日から12月16日まで目黒区実施計画改定素案に対するご意見を募集しました。これは、平成21（2009）年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

(2) 意見募集期間 令和6（2024）年11月15日 から 12月16日 まで

### (3) 周知方法

ア 掲載場所 めぐろ区報（令和6（2024）年11月15日号）、  
区公式ウェブサイト、X（旧Twitter）、LINE、YouTube

イ 配布・閲覧場所 目黒区総合庁舎4階企画経営課、地区サービス事務所（東部地区  
を除く）、各住区センター、各区立図書館

### (4) パブリックコメントの集計結果

区分		種別				計
		書面	FAX	電子メール	専用フォーム	
個人	提出者	14	1	0	12	27
	(意見数)	(24)	(1)	(0)	(60)	(85)
団体	提出者	7	4	3	7	21
	(意見数)	(8)	(4)	(16)	(9)	(37)
議会	提出者	2	0	2	0	4
	(意見数)	(17)	(0)	(30)	(0)	(47)
計	提出者	23	5	5	19	52
	(意見数)	(49)	(5)	(46)	(69)	(169)

### (5) パブリックコメントの取扱いと結果の公表

パブリックコメントでいただいたご意見については、可能な限り実施計画に反映させました。ご意見の内容と検討結果については、「目黒区実施計画改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について」としてまとめ、区公式ウェブサイトで公表しています。

## 2 目黒区実施計画改定の経緯

年月	内容
令和6（2024）年 3月	目黒区実施計画の改定について決定
4月	目黒区実施計画の改定について議会報告
10月	目黒区実施計画改定素案決定 目黒区実施計画改定素案について議会報告
11月	目黒区実施計画改定素案パブリックコメントの実施 (11/15～12/16)
令和7（2025）年 1月	目黒区実施計画改定案決定 目黒区実施計画改定案について議会報告
3月	目黒区実施計画改定

### 3 財政運営上の3つのルールの見直しについて

令和6年10月

#### 1 経緯等

財政運営上の3つのルールは、安定的かつ強固な財政基盤の確立に向けて平成24年10月に定め、平成25年度から運用を開始しました。その後、平成26年10月、令和3年11月の2度の見直しを経て、基本的な考え方は変えないものの課題や財政状況を踏まえて現在まで継続して運用を行っており、12年間の運用の結果、積立基金残高の確保及び公債費の減少など、安定的な財政基盤の確立に一定の成果を上げることができました。

一方で、今後的小中学校を中心とした区有施設の更新や市街地再開発事業への対応が見込まれることを踏まえると中長期的な視点では現行のルールには課題があることから、将来にわたり安定的な財政基盤を維持できるようルールを見直すこととし、以下のとおり課題及び変更内容を取りまとめました。

#### 2 現行ルールの課題及び変更内容

##### (1) ルール1について

###### **(現行) ルール1 財政運営の基本と積立基金の維持**

各年度の予算編成は、基金に依存せず、その年度の歳入の範囲内で行うことを基本とします。やむを得ず基金を取り崩す場合でも、金額を極力抑制し、各年度末の財政調整基金の残高が最低でも100億円を維持するようにします。



###### **変更なし**

特別区の令和5年度末の財政調整基金の平均残高は359億円で標準財政規模の30.7%となりました。これに対し、目黒区の財政調整基金残高は395億円で標準財政規模の50.6%と、区政への各種課題へはしっかりと対応した上で、財政調整基金への積立を確実に行った結果、特別区の平均を上回りました。一方で、原材料費等の高騰による物価上昇が続く中、学校施設の更新事業や市街地再開発事業が予定されていることに加え、区有施設の老朽化に伴う更新経費負担の深刻度が増すことへの懸念があります。また、高齢化の進行や子育て支援施策の拡充に伴う各種社会保障費などの経常的経費の増による財政の圧迫も想定されます。このような状況においては、これまで以上に財政調整基金を活用することが想定され、基金残高が減少する可能性があります。

しかしながら、財政調整基金は経済情勢の変動や不測の事態へ対応できるよう引き続き一定額を維持していく必要があります。

財政調整基金残高の適正な水準について明確な基準はありませんが、総務省が平成29年度に行った全国調査では、財政調整基金の積立ての考え方として「標準財政規模の一定割合」と回答した市町村のうち「5%超～20%以下」とする回答が多かったことを踏まえ、ルールを変更せずに引き続き標準財政規模の13%程度に当たる最低100億円を維持することとし、さらに将来に備えて、目黒区の標準財政規模約750億円の20%である150億円を超える財政調整基金残高を維持することを目指しています。

## (2) ルール2について

### (現行) ルール2 積立基金の自律的な積立

決算剰余金の2分の1の金額を翌年度の予算までに財政調整基金に積み立てます。併せて、決算剰余金の10分の1以上の金額を翌年度までに施設整備基金と学校施設整備基金のそれぞれに積み立てます。



### (変更後) ルール2 積立基金の自律的な積立

決算剰余金の2分の1の金額を翌年度の予算までに財政調整基金に積み立てます。また、施設整備基金と学校施設整備基金は各施設の減価償却費（調整後）の4分の1（25%）以上の金額を翌年度の予算までに積み立てます。

現行のルールによる積立金額は、将来的に必要な経費から逆算して決まるものではなく、あくまで決算剰余金の実績によって決まります。そのため、バックキャスティングの考え方になっておらず、将来想定される負担への対応策としては課題があります。

そこで、施設整備基金及び学校施設整備基金については「将来の施設更新のためにいくらの基金が必要か」というバックキャスティングの視点で積み立てるように変更します。

計算方法は、「統一的な基準による地方公会計」（以下、「公会計」という。）のデータを活用して、固定資産台帳上の減価償却費の25%以上を各年度の積立額とします。また、基金残高の目標額は減価償却累計額の25%と設定します。

なお、減価償却費及び減価償却累計額は固定資産台帳上の資産の取得額をもとに計算されるため、資産の取得年月日からの物価上昇を踏まえて調整を行います。以上を整理すると計算式は次のようになります。

#### 施設整備基金・学校施設整備基金の積立額の計算式

$$\text{各年度の積立額} = \text{減価償却費（調整後）}^{\text{i}} \times 25\%^{\text{ii}}$$

#### 施設整備基金・学校施設整備基金の目標残高の計算式

$$\text{基金の目標残高} = \text{減価償却累計額（調整後）}^{\text{iii}} \times 25\%$$

<sup>i</sup> 資産の取得に要した金額を耐用年数で除した額です。取得年月日からの物価上昇分を調整します。なお対象の資産は、固定資産台帳上の建物、建物付属設備、工作物とします。

<sup>ii</sup> 過去の施設更新事業の財源内訳をもとに、基金繰入25%・起債55%・補助金10%・一般財源10%を想定します。

<sup>iii</sup> 現存する資産の現在までの減価償却費の累計額です。取得年月日からの物価上昇分を調整します。

## 参考1：ルール2の補足説明

## 固定資産台帳と減価償却とは

固定資産台帳とは区が建物や設備を取得した際に取得価額、面積、数量、耐用年数などを記録するもので、公会計の財務書類作成のための帳簿です。公会計は発生主義に基づいており、資産の取得に要した金額の全額を取得した年度の経費にするのではなく、その資産の使用可能期間にわたり分割して経費としていきます。これを減価償却といい、例えば耐用年数 50 年の建物を 50 億円で建設した場合は、完成の翌年度から 50 年間にわたって毎年 1 億円を減価償却費として計上していきます。この減価償却費の累計を減価償却累計額といい、毎年 1 億円ずつ増えていき 50 年目には建物の取得額と同額の 50 億円になります。

積立の考え方

上記の例で 50 年目に建設時と同じ金額で建替えを行うとします。建替えにかかる経費の 25% にあたる 12.5 億円を計画的に貯めるためには、50 年間にわたって毎年 2,500 万円を貯める計算となります。この 2,500 万円は減価償却費 1 億円の 25% と一致し、各年度の積立基金残高はその累計額となります。

## 参考2：ルール2の計算結果

令和5年度決算時点の固定資産台帳をもとにした計算結果は次のとおりです。

### 1. 固定資産台帳(物価上昇分等の調整後) ※建物・建物付属設備・工作物のみ。

(単位:億円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
減価償却費(A)	56.3	54.2	57.0	58.6	59.6
施設整備基金分	41.5	40.1	39.1	38.2	37.3
学校施設整備基金分	14.8	14.1	18.0	20.5	22.3
減価償却累計額(B)	2,655	2,709	2,693	2,644	2,657
施設整備基金分	1,392	1,432	1,467	1,505	1,543
学校施設整備基金分	1,262	1,276	1,226	1,138	1,115

### 2. 積立額の計算結果

(単位:億円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
各年度の積立額(A×25%)	14.1	13.6	14.3	14.7	14.9
施設整備基金分	10.4	10.0	9.8	9.5	9.3
学校施設整備基金分	3.7	3.5	4.5	5.1	5.6
各年度の目標残高(B×25%) ※	664	677	673	661	664
施設整備基金分	348	358	367	376	386
学校施設整備基金分	316	319	307	285	279

※資産の取得時からルールに基づいて積み立てていた場合の計算上の残高。この額を施設整備基金・学校施設整備基金の残高の目標とします。

### (3) ルール3について

#### (現行) ルール3 起債の効果的運用

施設更新に当たっては世代間の公平性を確保するために起債を活用しつつも、将来的な公債費の負担を増大しすぎないようにするため、起債については実施計画期間5年間の発行限度額を150億円まで（年平均30億円）とします。

また、中長期的な視点から、毎年の公債費負担比率が10%を上回らないようにします。



#### (変更後) ルール3 起債の効果的運用

施設更新に当たっては世代間の公平性を確保するために起債を活用しつつも、将来的な公債費の負担を増大しすぎないようにするため、毎年の公債費負担比率が10%を上回らないようにします。

これまでのルールは、起債発行額の上限設定と公債費負担比率の制限により、将来の公債費負担の増大を抑制するもので、公債費の抑制に一定の効果がありました。

学校施設をはじめとした区有施設の更新は長期間にわたって続いている見込みであることから、公債費の増大を抑制することは引き続き重要な使命です。一方で、その他の臨時的な事業や予期せぬ財政負担が生じた場合でも、老朽化した区有施設の更新については可能な限り財源を確保して遅滞なく進めていく必要があります。また、金利の市場動向も注視した上で、起債の判断を行うべきであることから、より柔軟な運用が求められます。

以上のことから、より柔軟な運用を可能にするために起債の発行限度額を設定することはやめ、一方で、中長期的に財政運営を圧迫させないよう、引き続き公債費負担比率（※）が10%を上回らないようにします。

（※）公債費負担比率…（公債費充当一般財源等／一般財源等総額）×100。この数値が高いほど公債費に起因した財政の硬直化が進んでいることとなり、15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインと言われています。

### (4) 今後のルールの更新について

今回のルールの見直しではルール2においてバックキャスティングの考え方を取り入れましたが、具体的な施設更新計画からの逆算ではなく、過去の実績である固定資産台帳上の数字を用いていることから完全なバックキャスティングではないという課題が残ります。

令和8年度に区有施設見直し方針、区有施設見直し計画及び学校施設更新計画の改定が予定されているため、それを踏まえてルールについても必要に応じて更新を行います。

以 上

## 4 その他

### 目黒区実施計画改定要領

#### 1 計画改定の基本的な考え方

本区は令和4年3月に目黒区基本計画を策定し、基本構想で示した「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐろ」を目指した施策の展開を進めている。

しかし、先行きの見えない社会情勢や国の不合理な税制改正等により、区の財政状況は依然として不確実性の高い状態が続く一方で、学校施設の更新・市街地再開発をはじめとした長期的なビッグプロジェクトが本格化していく。さらに、複雑多様化する行政課題への対応など経営資源を投入して対応しなければならない課題は増えている。

こうした状況を受け、経営資源の有効活用及びそのための経営判断を適切に行い、区の経営状態を良好に保つことを目指して、新たに中期経営指針を定めた。

長期計画や中期経営指針を踏まえ持続可能な行財政運営を行うため、社会経済状況の変化や新たな行政課題に対応していく事業を明らかにし、基本構想の実現を図るために、実施計画を改定する。

なお、実施計画の改定に当たっては、区民生活や区政を取り巻く状況を的確に把握し、客観的な根拠に基づく政策立案やビルド・アンド・スクラップの考え方に基づいて、計画期間内に優先的・重点的に取り組むべき事業を厳選して計画化する。

#### 2 計画の期間及び改定の時期

計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5か年とし、改定の時期は、令和10年3月とする。

#### 3 改定案の作成方針

- (1) 目黒区基本計画で示した目標の具体化を効果的に達成するために、重点的に力を注ぐべき課題や優先的に取り組むべき課題に対応した事業を厳選する。
- (2) 新たに実施計画に計上する事業は、中長期的に取り組む事業のうち、令和7年度から令和11年度の計画期間内に財源の裏付けと事業量を明らかにして取り組む必要がある、次のいずれかに該当する事業を対象とする。

##### ア 施設建設・整備計画事業等

- (ア) 計画期間内に設計又は工事等に着手する事業（例：新築・改築・大規模改修、公園整備、道路整備事業など）
- (イ) 施設整備に向けた調査等を必要とする事業又は民間事業者等による施設整備の誘導等による事業

##### イ 非施設計画事業

計画期間内に、新たな制度の創設や取組が必要な事業及び既存事業を計画的に拡充する必要のある事業で特に重要な事業（例：○○システムの開発、○○助成事業の拡充など）

- (3) 現行の実施計画に掲げる事業については、行政需要の変化、実現可能性、緊急性、優先性等を再検討し、次のとおり必要な見直しを行う。
- ア 引き続き実施計画に計上する事業については、(2)に準じて選定する。
- イ 事業の進捗状況を踏まえ、事業内容及び事業費の見直し、実施年次の変更、計画の廃止等について十分に検討する。
- (4) 新たな課題に対応する一方で、財政状況については不確実性の高い状態が続く見通しであるため、既存の施策・事業の見直し（ビルト・アンド・スクラップ）に取り組むこと。
- ※各部局における検討とは別に、企画経営部においても見直しが必要なテーマ等を検討し、改めて各部局に対して示していくことを予定。

#### 4 改定案作成に当たっての留意事項

- (1) 世論調査などを参考にするとともに、広く情報収集を行い、区民要望や行政需要の適切な反映に努める。
- (2) 区議会要望事項に留意し計画への反映に努めるとともに、区の付属機関等からの答申・提言・報告の趣旨の反映に努める。
- (3) 関係団体、事業者など多様な主体との役割分担や連携・協力を行うなど、新たな事業手法や事業運営の転換についても検討する。
- (4) 国・東京都との関連施策・事業については、最新情報の収集に努め、国・東京都の政策や計画等の動向を適切に把握したうえで立案を行う。
- (5) 目黒区基本計画を補完する分野別補助計画との整合性を図った立案を行う。
- (6) 施設建設事業については、法令等の遵守の観点から、十分な工期を確保し、物価高騰の影響等も踏まえて見積りを行うこと。
- (7) 各部局の所属長は、所属職員に対し実施計画の改定の趣旨を十分に周知するとともに、改定案の作成に当たっては、職員参加のもとで行う。また、他の部局や関係機関に関連する施策・事業は、関係する部局や関係機関と十分な調整を図る。

#### 5 区議会の意見の反映

計画策定の各段階で報告し、区議会の意見・要望を求める。

#### 6 住民意見・要望の反映

改定素案についてパブリックコメントを実施する。区報等により区民及び関係団体に周知し、意見・要望を求める。

## 7 改定のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和 6 年 3 月 4 日	実施計画改定要領決定
3 月 5 日	実施計画所管案作成依頼
4 月 10 日	実施計画改定について議会報告
5 月中旬	実施計画所管案提出締切
5 月中旬～7 月中旬	実施計画所管案ヒアリング
9 月	実施計画改定素案作成
10 月上旬～中旬	実施計画改定素案決定 実施計画改定素案について議会報告、公表（めぐろ区報等）、パブリックコメント実施（～11月下旬）
令和 7 年 1 月中旬～下旬	実施計画改定案作成 実施計画改定案決定
2 月中旬	実施計画改定案について議会報告
3 月	実施計画決定
4 月	公表

以 上

## 目黒区の長期計画のあゆみ

年	月	基本構想	基本計画	実施計画
昭和 44 (1969)	9	目黒区長期計画審議会設置、 目黒区の長期計画を策定する ための基本構想について諮問		
昭和 45 (1970)	5	目黒区長期計画審議会答申		
	12	東京都目黒区基本構想 (第一次)策定(11月30日議決)		
昭和 46 (1971)	2		東京都目黒区基本計画 (第一次5か年計画)策定 (昭和46~50年度)	
	6			東京都目黒区実施計画策定 (昭和46~48年度)
	10		東京都目黒区基本計画 (第一次5か年計画)一部修正 (昭和47~51年度)	東京都目黒区実施計画改定 (昭和47~49年度)
昭和 47 (1972)	11		東京都目黒区基本計画 (第一次5か年計画)一部修正 (昭和48~52年度)	東京都目黒区実施計画改定 (昭和48~50年度)
昭和 48 (1973)	11		東京都目黒区基本計画 (第一次5か年計画)一部修正 (昭和49~53年度)	東京都目黒区実施計画改定 (昭和49~51年度)
昭和 49 (1974)	11		東京都目黒区基本計画 (第一次5か年計画)一部修正 (昭和50~54年度)	東京都目黒区実施計画改定 (昭和50~52年度)
昭和 50 (1975)	7	目黒区長期計画審議会に目黒区 基本構想に関する全般的な検討 について諮問		
昭和 51 (1976)	3	目黒区長期計画審議会答申		
	12	東京都目黒区基本構想 (第二次)策定(11月27日議決)		
昭和 52 (1977)	4		東京都目黒区基本計画 (新総合10か年計画)策定 (昭和51~60年度)	東京都目黒区実施計画改定 (昭和51~55年度)
昭和 54 (1979)	12			東京都目黒区実施計画改定 (昭和55~59年度)
昭和 57 (1982)	12			東京都目黒区実施計画改定 (昭和58~62年度)

年	月	基本構想	基本計画	実施計画
昭和 60 (1985)	10		東京都目黒区基本計画 (第二次総合10か年計画)策定 (昭和61~70年度)	
	11			東京都目黒区実施計画改定 (昭和61~65年度)
昭和 63 (1988)	11			目黒区実施計画改定 (平成元~5年度)
平成 6 (1994)	2		目黒区基本計画 (第三次総合10か年計画)策定 (平成6~15年度)	目黒区実施計画改定 (平成6~10年度)
平成 10 (1998)	3			目黒区実施計画改定 (平成10~14年度)
平成 12 (2000)	12	目黒区長期計画審議会に「現行の目黒区基本構想に関する全般的な検討及び内容の適否について」諮問		
	3	目黒区長期計画審議会答申		
	10	目黒区基本構想(第三次)策定 (9月29日議決)	目黒区基本計画策定 (平成13~22年度)	
平成 13 (2001)	3			目黒区実施計画改定 (平成13~17年度)
平成 16 (2004)	3			目黒区実施計画改定 (平成16~20年度)
平成 19 (2007)	3			目黒区実施計画改定 (平成19~23年度)
平成 21 (2009)	10		目黒区基本計画策定 (平成22~31年度)	
平成 22 (2010)	3			目黒区実施計画改定 (平成22~26年度)
平成 25 (2013)	3			目黒区実施計画改定 (平成25~29年度)
平成 27 (2015)	3			目黒区実施計画改定 (平成27~31年度)
平成 30 (2018)	3			目黒区実施計画改定 (平成30(2018)~34(2022)年度)
平成 31 (2019)	1	目黒区長期計画審議会に「目黒区基本構想及びこれを実現するための施策の方向性について」諮問		

年	月	基 本 構 想	基 本 計 画	実 施 計 画
令和 2 (2020)	3	目黒区長期計画審議会答申		
令和 3 (2021)	3	目黒区基本構想策定 (3月9日議決)		
	10		目黒区長期計画審議会に「新たな目黒区基本計画案について」 諮問	
令和 4 (2022)	3		目黒区長期計画審議会答申  目黒区基本計画策定 (令和4~13年度)	目黒区実施計画策定 (令和4~8年度)
令和 7 (2025)	3			目黒区実施計画改定 (令和7~11年度)



## 区 民 憲 章

### — まちづくりのために —

わたくしたちは、この目黒区を、わたくしたちの力で明るく住みよい地域社会にするため、つぎのことを心にとめて、その実践につとめます。

- 一、人間性を尊重し、明るい豊かな人間のまちの実現に努力します。
- 一、広く暖かい心を養い、信頼と協力の人間関係を育てます。
- 一、地域のくらしをたいせつにし、緑と水と青い空をまもります。
- 一、伝統や文化遺産をたいせつにし、よいしきたりや新しい文化をきずきます。
- 一、こどもからおとしよりにいたるまで、お互いにたすけあい、この目黒区に、生きがいのある生活を実現します。

(昭和52年10月1日制定)

目黒区実施計画  
令和7(2025)年度～令和11(2029)年度  
目黒区財政計画  
令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

令和7年3月発行

発行 目黒区  
編集 目黒区企画経営部 電話（直通） FAX  
企画経営課 03-5722-9372 03-5722-6134  
財政課 03-5722-9137 03-5722-6134  
〒153-8573  
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号  
印刷 株式会社勝村印刷所